

## コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県中小企業診断士会(以下「本会」という。)のコンプライアンス宣言の理念に則り、本会の理事、監事及び委員(以下「役員」という。)並びに本会の会員(以下「会員」という。)が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(コンプライアンス宣言に規定する法令等及び社会規範や道德の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 本会役員及び会員は、前条のコンプライアンス宣言の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### (組織)

第3条 本会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス委員会事務局

### (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事(以下、「担当理事」という)は、理事会の決議により、本会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

- 2 担当理事は、定期的に理事会に対し、本会のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。
- 3 担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
  - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
  - (3) コンプライアンス委員会の委員長

### (コンプライアンス委員会)

第5条 本会のコンプライアンス業務を円滑に運営するため、コンプライアンス委員会(以下「本委員会」という)を置く。

- 2 本委員会は、以下の業務を担当する。
  - (1) コンプライアンス施策の検討と実施
  - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

- (3) コンプライアンス違反事件についての分析及び検討
  - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
  - (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項
- 3 本委員会の委員は、理事会の決議により、会長が任命する。
- 4 本委員会の事務局長は、本会の専務理事とする。

#### (コンプライアンス委員会の開催)

第6条 本委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年一回以上開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

#### (報告・連絡・相談ルート)

第7条 役員及び会員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに本委員会に報告する。

- 2 委員長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、委員とともに直ちに事実関係の調査を行う。
- 3 第1項の行為が会員に関する行為であった場合、委員長は、直ちに会長へ報告する。
- 4 会長は、前項の報告を受けた場合、役員又は会員がコンプライアンス宣言に規定する法令等及び社会規範や道徳に違反し、本会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその中小企業診断士の品位を失墜させる行為に該当するおそれがあるときは、綱紀委員会に対して調査を指示する。

#### (コンプライアンスのための教育)

第8条 本会は、役員及び会員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役員及び会員はこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附則** (令和3年6月5日理事会決議)

この規程は、令和3年6月5日から施行する。